

紀元前後の異民族侵入期の北インドにおける 僧院運営に関する一考察

高 橋 堯 英

はじめに

インド・ギリシャ、サカ族、パルティア族と相次いだ紀元前後の頃の西北インド・北インドへの異民族の侵入も、クシャーン王朝の設立によって政治的安定が確立される。農業発展、国内・国際貿易や商業・手工業の発達による経済活動の活性化、都市の発達、全てが相乗的に刺激しあい、この後期、揺るぎない社会繁栄が確立された。この社会の繁栄は、明らかに当時の仏教にも影響を及ぼしていた。マーシナルの『タキシラ』は、タキシラとその周辺地域における活発な造寺造塔、増広活動を記し、西北インドの仏教遺跡で発見された碑文からも社会的影響力を有した富裕者層が、小塔や舍利容器、仏・菩薩像をはじめ、精舎や寺院など、大小様々な規模の寄進を為し、紀元後数世紀間の著しい増寺造塔活動の基盤を形成していたことが明らかである。この小論では、これら

の僧院がどのようにして経済基盤を得て運営されていたかについて、西インドの窟院群のケースを参考に考えてみたい。

西インドの事例

西インドの窟院群に残された仏教碑銘には、次のようなものがある。

西インドのカールリー窟院群からは、紀元2世紀初頭頃、西インドを支配したクシャハラータ王朝のナハパーナ王の女婿のディニカの子ウシヤバダータがその窟院に生活する比丘らの四方僧伽のため一村を寄進したという記録が残っている [Liders' List No. 1099]。この、ウシヤバダータはナーシクの窟院でも窟院（第八番窟）と水槽の開鑿を為し、あるバラモンから四〇〇〇カールシャーパーナ (Karsipana) で買い上げた田地を、その窟院に生活する比丘らの四方サンガの食料獲得のために寄進している「静谷目録 728」。

この王は、二つの織物業者のギルドに三〇〇〇カールシャーパナを預託し、その二つのギルドが支払う利子それぞれを、その僧院に止住する二〇人の比丘の衣代と生活費に充てる、という碑文を残している〔静谷目録 729〕。

更に、紀元一三〇年代頃にクシャハラータ王朝を滅ぼし西インドを手中にしたアーンドラ王朝のガウタミプトラ・シリ・サトカルニ王の治世の第一六年には、カーラヤーナに住む組合員の優波塞アパレヌがカーンヘーリ窟院に、窟院と會堂を造営し、月一カールシャーパナの利子を生む二〇〇カールシャーパナとある村内の田地を寄進し、その土地からの収益と利子収入を比丘らの衣代に当てていたという記録が残っている〔静谷目録 485〕。同窟院で発見された別の銘文には、ポナキアサナー長老が妹たちと共に窟院と水槽を寄進し、二〇〇カールシャーパナを永代寄付し、その利子から比丘の衣の費用がまかなわれるべきである、という記録も残っている〔静谷目録 476〕。

以上のように、西インドでは、王侯をはじめとする富者が、僧院や金銭、そして土地を寄進する風が行われていた。そして、更に、彼らが行ったギルドへの一定額の信託投資から生ずる利子を僧侶の衣代や生活費に充てるといった風習が頻繁に行われていたことが明らかにされており、このような方法で僧院運営のための経済基盤が確保されていた。

また更に、ナーシクの第三窟に刻まれたゴータミプトラ・シリ・サトカルニ王の碑文では、先のウシャバダータが領有していた二〇〇ニヴァルタナの田地をその地の出家者に寄進し、更にその田地に対し、官吏の進入・干渉を禁じ、徴税の免除までを与えているのである〔静谷目録 732〕。そして、一〇年後には、再び、その与えられた田地の村には住民がいなくなり耕作が為されていないという状況におちいだったので、サトカルニ王の所領から一〇〇ニヴァルタナを更に比丘らに与え、同様な官吏の進入・干渉の禁、徴税の免除、という特権を与えているのである〔静谷目録 733〕。これは、寄進された土地の莊園化を物語っていると考えられよう。

北インドの事例

西北インド、北インドに関して、カロシュティー銘文はこのような僧院の経済基盤に関しては何等言及していない。ただ、この時代の西北インドの僧院には、カニシカ暦五一年の銘を有するワルダック出土銘文 (S. Konow, *CII*, vol. II, No. 8; 静谷目録 1282) のヴァググラマレガ寺や、トルデライ出土陶器銘文 (S. Konow, *CII*, vol. II, No. 92; 静谷目録 1799) のように、封建諸侯や富裕者らが「自らの寺」と論及する寺院や、ギルドが出資して作られたとも考えられるギルドの名を冠した僧院が存在していた。彼らの寄進からなる浄財によつ

て運営費がまかなわれていたことが推測できる。

更に、紀元前七〇年頃のものと思われる「マトゥラー出土獅子柱頭銘文」[S. Konow, *CII*, vol. II, No. 78]には、その地を治めていたサカ族の王ジョーダーサが土地を説一切有部の比丘ブッダデーヴァに施与し、永代下賜としたことが伝えられ、王族による土地の寄進の例が認められる。このような王族・封建諸侯による仏教教団への土地の寄進の風も、後のクシャン時代にも受け継がれていった可能性が考えられる。

この点に関して、S・レヴィは、インドを四度訪れたという中国の正使、王玄策の活躍を論ずる中で、六六二年に、彦惊が、「僧は、在家者のみならず、両親や王に対しても礼拝してはならない」という主題で編纂した『集沙門不応拜俗等事』巻第4に引用される王玄策の三度目の渡印の折のエピソード中のカニシカ王に関する伝承を仏訳(S. Levi, "Wang Huan-t'ao et Kaniska", *Tong Pau*, vol. 13, 1912) として、この資料によると、カニシカ王は、有り余る徳のため神像を礼拝すると、その礼拝した神像が倒れてしまう。スーリヤ神の像を礼拝しようとしたとき、その像を守っていたバラモン僧は、スーリヤ神像が倒れてしまうことを懸念して、ひそかにその冠の中に仏像を隠しておいた。カニシカは礼拝したが、スーリヤ神像は倒れなかったので不思議に思い、その神像をチェックさせるところ、冠の中から仏像を見出した。

その仏の像の霊験を目の当たりにし、そしてその僧の機知を大変喜んだカニシカは、その僧侶に一村を褒美として与えたという。そしてその寄進は、王玄策がやって来たときに未だ存続していた、と伝える(大正蔵五十二卷四六二a)。

王玄策が義浄と同時代の人物であり、この教典自体が七世紀に編纂されたことを考慮して、資料としての有効性を問われることは必然ではある。しかし、カニシカ王と同時代の西クシャトラパ朝やサータヴァーハナ朝下に封土の風が盛んに行われていた、ということを考えていると、マトゥラーでサカ王ジョーダシャが説一切有部の僧ブッダデーヴァに土地を永代下賜した風が、その後のクシャン朝下にも行われていた可能性を物語る伝承であると考えられる。

そして更に、仏教碑銘ではないが、マトゥラー市のチョウラシー・ジャイナ寺院の向かいの広場の井戸から発見された、カニシカ暦二十八年の銘を持つブラフミー碑文は、フヴィシカ王の治世に、カラサレーラとヴァカナという封建領主二名が、五五〇ブラーナという金子を小麦粉製造業者のギルドともう一つのギルドの各々に永代投資し、それからの利子によって日々一〇〇人のバラモンに食事を提供し、同時に、若干量のひき割り、塩、野菜を、飢饉に苦しむ打ちひしがれた人々のために提供した、と伝える[Ephigraphia Indica, Vol. XXI, pp. 55ff., No. 10]。

また、同じくマトゥラーのトークリー・ティラー出土クシャーン王侯像台座銘文も、ひどく破損してはいるものの、バラモンらを供養する同様なアレンジメントが述べられているものである」とリューダースは指摘している [H. Lüders, *Mathura Inscriptions*, § 99, p. 145.]。

これは、サータヴァーハナ朝下の西インドで行われていたものと同じような、ギルドへの信託投資からの利子を布施という宗教行為に用いる風習が、北インドのマトゥラーでも、バラモン僧に対して行われていたことを示しており、同時に、同じような風習が仏教寺院に対しても行われている可能性を強く示唆するものである」と考えられる。

この時代の仏教碑銘には、染物工 (rayagini: Lüders' List no. 32)、『鉄細工師 (lohikākāraka: Lüders' list no. 53 & 54)、『鍛冶工 (sovanika: Lüders' List no. 95)』香水製造業者 (gandhika: Lüders' List nos. 68 & 76)、『外套製造業者 (pravārika: H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, § 81)』彫刻家 (śālarupakara: 『静谷日録』759)、『建築師 (karavaka: S. Konow, *CII*, vol. II, no. LXXXVIII) などの職名が見いだせ、Pravārika-vihāra (H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, § 74, p. 110) 等の言葉がいく見いだされる。これらの職人たちは、『マナーヴァストゥ (II, 442ff.) にみられるように各々の職種ごとにギルド・組合を形成していた。R・S・シャルマは、古代インドのギル

ドは富裕者層が投資した資金によって原材料や道具を共同購入してギルド構成員に依給して生産させ、生産させたものを組織的に販売して収入を得て投資者に利子を払っていた、即ち、生産・流通・販売を手がけていた」と指摘しているが、このような定期的利子によって、僧侶・バラモンに布施する風が行われていたことについては既に挙げた碑文からも明らかである。

更に、時代的に、不明ではあるが、リューダースは、グプタ王朝以前の時代のマトゥラーでは僧院の維持管理が、僧から委嘱された在家者の僧伽委員 (Sanghapakṛta: "Commissioners of the Community") によって為られていた例の存在する点を指摘している [H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, p. 82.]。シャーマールプル出土柱基銘文には、『ンドラゴーシャを首位とする僧伽委員らが柱基を寄進したことを記し (H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, § 47)』同様な銘文が4点見い出される (H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, § 48-51.)。

ラタナウ博物館蔵のシャーマールプル出土石刻銘文 (H. Lüders, *Mathurā Inscriptions*, § 65, pp. 101-102.) では、『カカテムカ (Kakatika) とごうその土地の仏教部派に属する僧院に、調理用の石版 (Cooking Stone) が、『スターヴァラジャータ、ブッダラクシタ、ジーヴァシユリー、ブッダダーサ、サンガラクシタ、ダルマヴァルマン、ブッダデーヴァ・スキラ……

らからなる僧伽委員会の人々によって据え付けられ、それが決して別の場所に移されることがないように、と述べられている。更に、それら僧伽委員会のメンバーは総て商人であることも明記されている。

これらの碑文は、商業資本階層に属する在家信者が、一部教団に関してではあるが、一種の管理組織を形成し、僧院の維持管理に係属していたことを示唆しているものと考えられよう。

やいこと

クシャン王朝下の繁栄は、否応なしに当時の仏教にも影響を与えた。クシャン王家や彼らの下に栄えた封建諸侯やクシャン社会の富裕者層の寄進によって、タキシラ市とその周辺地域の仏寺で一世紀から三世紀までの時期に著しい増寺造塔、増広活動が繰り広げられたことが伝えられている。

西インドの窟院のケースのような僧院への土地の寄進も、サカ族支配下のマトァラーで行われた例もあり、その後のクシャン統治下の北インド・西北インドでも行われていた可能性が考えられる。西インドで、富者によるギルドへの信託投資からの利子配当を僧伽への布施という宗教行為にふりむけるという風習が、北インド・西北インドの仏教教団でも行われていたかどうかに関して直接的にそのようなケースの存在

を示す証拠はない。しかし、フヴィシカ王二十八年の銘文があらわすように、マトゥラーでも同様な風習がバラモン教の寺院にたいして行われていたことを考えると、仏教寺院でも同様な風習が行われていた可能性が強いと考えられる。

更に、マトゥラーの仏教銘文からも明らかのように、当時の一部仏教寺院の維持管理には、在家者からなる僧伽の維持管理委員会が何らかかの役割を果たしていたらしく、そのような委員会のメンバーは商人で構成されていたらしいことが知られている。彼らが僧院の運営実務にどの程度関係していたかについては、全く不明である。しかし、Sukumar Dutt の『Buddhist Monarchism』や佐藤密雄博士の『原始仏教教団の研究』で明らかにされている、律蔵に述べられている僧院組織を考慮に入れれば、精舎などの工事の折、工事監督をする役職の営事比丘 (Nvakaṃṃika-bhikkhu) などと密接な関係を保ちながら事にあたっていたのかもしれない。何れにせよ、商人の供給する資本と彼らのマネージメント能力が何らかの形で僧院運営に有効利用されていた可能性は否定できないのではないかと考えられる。

〈キーワード〉クシャン朝、西北インド、僧院運営

(立正大学専任講師)